

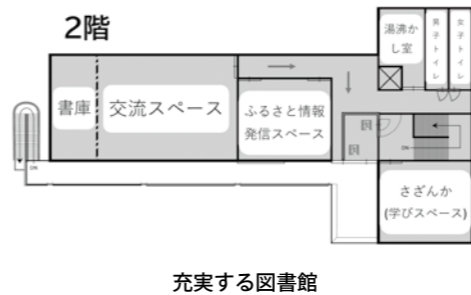
町に寄付された文献資料の取り扱い

答 図書館で閲覧・学習できるように進めています

図書館2階の利活用は

問 多古第一小学校の教室数の不足により新校舎が増築され、児童保育所も移動し、町立図書館2階の利活用が変更されたと思うが、活用計画と進捗状況ならびに環境についても伺います。

教育長 現在は、劣化したカーテンの張り替えを行っています。また、図書館司書が中心となり本の移動・整理を並行して行っています。環境としては、学習室としての「学びスペース」、郷土資料などの閲覧や学習のできる「ふるさと情報発信スペース」



充実する図書館

ス」、休憩・小会議ができる「交流スペース」を4月1日開館に向けて取り組んでいます。

専門人材の配置を

問 本町は文化と歴史の町です。学芸員または文献史学に精通した人材が必要では。

教育長 図書館に学芸員や文献史学に精通した方を配置しなければならぬわけではありません。本町の歴史に精通し、働いていただける方がいる場合は人材確保に努めたいと考えていますが、現在の雇用体制と図書館としての必要性も合わせて研究していきます。

問 本町は歴史や文化が豊富に存在しているにもかかわらず、それを誇ろうとする雰囲気十分に醸成していないのでは。町の持つ歴史文化の専門的知見を持つ方の配置があつて初めて町民教育向上や誇りになると思いますが。

教育長 本町は国の文化財、歴史的な史跡などもある町です。それを町民として誇りを持って示していけるという風土を育てたい

高坂 恭子 議員



所要時間 42分

問 文化財審議委員会の内容、委員の状況、最後に文化財指定があつたのはいつでしたか。

生涯学習課長 現在、年に4回関係の計画および意見交換を含めた会議を行っています。委員は多古・牛尾・中・常磐地区から各1名の計4名で構成されています。担当分野は郷土資料一般です。県指定については、塙台遺跡弥生再葬墓出土遺物157点が平成19年3月16日に指定されています。

あじさい公園周辺の状況は

問 レインボーステージが取り壊されしていますが、今後のステージやイベントについて伺います。

町長 木製舞台における床束の腐食や舞台天板の亀裂などが確認されたため、安全確保の観点か

ら撤去しています。

空港まちづくり課長

ステージを撤去したことによるメリットは、イベントの大きさによってステージを自由に設置できるので雨に濡れないイベントも実施できる点です。

問 堤防内に菜の花が咲いていますが、取りやめたのでしょか。

空港まちづくり課長

鳥害により菜種を食べられてしまふ被害があり、方策はしましたが花が咲かない状況が続いたため、堤防内に種をまいていません。現在は道の駅周辺の休耕田に種をまいています。

高田側の遊歩道の補修について伺います。

町長 河川堤防の遊歩道については、河川管理者である成田土木事務所が所管となりますので、補修の要望を行い整備が進むように努めていきます。



様々なイベントへの利用を

南玉造一時堆積現場の解消策は

答 原因者による搬出しがありません

巨大な山状の堆積に至る経緯は

問 建設残土の埋め立てではなく、販売用の土砂の一時堆積との事ですが、その内容は

生活環境課長 令和2年7月に住民の方から排水処理に関する苦情が入り、町職員と香取振興事務所で現地に入り、確認したのが最初です。事業者の説明では、堆積している土砂については



搬出が進まない盛り土

埋め立て用ではなく、販売用の一時堆積の土砂であり、令和3年頃には撤去するという回答でした。その後、搬出、販売作業が行われなかったため、事態の改善を促す指導事項票の交付を6回、勧告書の交付を2回、現地測量も3回行いましたが従っていません。この間、令和6年6月12日、事業者は条例違反で通常逮捕されました。さらに令和6年11月22日、措置命令を発し、期限は令和7年8月1日とし、命令内容としては、土砂の全量撤去、そして、その間に置いて盛り土の低減措置をとるという事ですが、これまでに催告書を5回発しても実行はされないまま現在に至っています。

問 このような状況の中で、土砂の高さ低減や、全量搬出を町の行政代執行でという事は考えられないと思いますが、町の方針を伺います。

生活環境課長 盛り土の高さ低減や土砂搬出は、町の行政代執行でやるのではなく、あくまで無許可特定事業者である原因者に対応してもらうよう指導していきます。

菅澤 博隆 議員



所要時間 90分

問 原因者が高さ低減、もしくは搬出をしない限り、あの山状態になつている土は何も変わらないという判断でよいですか。

生活環境課長 現状、町条例の中でできる範囲として、措置命令まで行っています。その催告を5回行っています。これについては、より罰則の厳しい法律などもありますのでそのようなところで、検討、情報共有しながら対応を図っていきたくと考えています。

問 進入路の農地法違反について、本来であれば原状復帰すべき案件ですが、現地の土砂を搬出するための搬出路として残しておくとも伝え聞きました。担当課の判断をお願いします。

産業経済課長 町と香取農業事務所では令和元年5月に違反者に対して勧告を行っています。その後、県に対して違反

事案報告を行っていますが、町ができるのは勧告まででその後は県の判断になります。県では土砂搬出の進入路が必要だろうというところで状況を見極めていく状態で、農地法違反と土砂搬出の複合的な判断をしている状況だと思われれます。

その他の質問事項

- 太陽光発電事業に対応する担当部署設置の必要性について
- 有害鳥獣対策におけるガバメント(公務員)ハンターの必要性と位置づけ、ワイヤートラップに設置する捕獲センサー導入について



イノシシなどを捕まえるための箱罠